

令和7年度松山市乳児等通園支援事業
実施事業者 募集要項

令和7年5月

松山市こども家庭部 保育・幼稚園課

目 次

項目名		ページ数
1	公募の趣旨	P1
2	公募にあたっての注意事項	P1
3	公募の概要	P1
	(1) 事業開始時期	P1
	(2) 公募施設数	P1
	(3) 公募対象エリア	P1
4	応募の条件	P1
	(1) 実施事業者	P1
	(2) 実施場所	P3
	(3) 事業の実施	P4
5	運営費負担金	P8
6	施設改修・備品購入等負担金	P9
7	応募方法・実施事業者選定	P10
	(1) スケジュール	P10
	(2) 事前提出	P10
	(3) 本提出	P11
	(4) 実施事業者の選定	P11
	(5) 選定結果通知	P11
	(6) 社会福祉法人等以外の者に対する 認可の際の条件	P11
8	応募に際しての留意事項	P12
9	提出先・問い合わせ先	P13
10	提出書類一覧(様式・参考様式) 関係法令・参考資料等	P13

1 公募の趣旨

保護者の就労要件等に関わらず、生後6か月から満3歳未満児を対象に保育所等での預かりを実施する「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を実施する事業者を募集します。

2 公募にあたっての注意事項

本要項で記載している「松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」(案)(以下「条例」という。)は、松山市議会で可決された場合に施行及び執行可能となります。(議会の審議状況によっては、内容を変更する場合があります。)

3 公募の概要

令和7年度及び令和8年度中に「こども誰でも通園制度」を開始する事業者を募集します。

(1)事業開始時期

令和7年10月1日(予定)～令和9年3月31日

※今回の募集では、令和7年度及び8年度中に事業を開始する事業者を募集します。

※令和9年度以降の募集は、今回の応募状況等をふまえて、改めて検討します。

(2)公募施設数

募集時点で施設数に制限は設けませんが、応募の結果、必要な定員数の見込に達した場合には、評価基準による審査を行い、点数が高い施設のみ認可を行います。

(3)公募対象エリア

松山市全域

4 応募の条件

(1)実施事業者

実施事業者は次の要件のすべてに該当する法人とします。

- ①松山市の子育て政策及び乳幼児の預かりや保護者支援に熱意と理解を持ち、「こども誰でも通園制度」の運営を適切に行う能力を十分に有する法人であること。
- ②松山市内で認可保育施設等(保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園)を運営する者。
- ③法人が運営する上記の認可保育施設等の全てにおいて、直近の实地指導監査で、重大な文書指摘事項がない、又は、指摘事項については改善措置がなされている旨の確認を松山市より受けていること。
- ④事業の継続性・安定性を担保するため、申込時点から直近3年以内に松山市内・市外を問わず、運営する施設で休園・閉園等を行っていない事業者であること。
- ⑤社会福祉法人又は学校法人以外の場合は、児童福祉法第34条の15第3項第1号から第3号等に定める下記の要件を全て満たすこと。

(ア)乳児等通園支援事業を実施する施設(「以下、実施事業所」)を経営するために必要

な経済的基礎があることとし、次の(i)から(iii)のいずれにも該当すること。

- (i)原則として、実施事業所の経営を行うために直接必要なすべての物件について 所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号)に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。
 - (ii)実施事業所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により保有していること。
 - (iii)直近の会計年度において、実施事業所を営む事業以外の事業を営む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (イ)当該実施事業所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が社会的信望を有すること。
- (ウ)実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することとし、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当するか、又は(iii)に該当すること。
- (i)実務を担当する幹部職員が、保育所等(保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - (ii)社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(実施事業所の運営に関し、当該実施事業所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
 - (iii)経営担当役員者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- ⑥児童福祉法第34条の15第3項第4号イからルのいずれにも該当しないこと。
- ⑦次の(ア)から(タ)のいずれにも該当しないこと。
- (ア)松山市内において、都市計画法の制限または規制に違反している者。
 - (イ)法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他団体。
 - (ウ)県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している法人その他団体。
 - (エ)松山市税を滞納している法人その他の団体。
 - (オ)松山市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。

- (カ)暴力団(松山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体。
- (キ)役員等(法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体。
- (ク)役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体。
- (ケ)役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体。
- (コ)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体。
- (サ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体。
- (シ)地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者。
- (ス)手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- (セ)申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
- (ソ)会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- (タ)民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者。

(2)実施場所

条例で参照する「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」(令和7年内閣府令第1号)(以下「国基準」という。)第21条に定める設備基準を全て満たす事業所であることが必要です。

※応募者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園での実施を原則とします。

(3)事業の実施

国の法令・通知や条例を遵守し、「松山市乳児等通園支援事業実施要綱(案)」(以下、「実施要綱」という。)に基づき事業を実施してください。

なお、今後、国の法令改正等に伴い上記条例及び実施要綱は改正される場合があります。

また、検討にあたっては、本事業の実施により、通常保育に影響を与えることの無いよう留意してください。(例：施設への保育ニーズが高いにも係わらず、本事業の実施を理由とし、通常保育(例：2号及び3号認定児の保育)の受入可能児童数を減少させるなど。)

①対象児童

松山市内に居住する生後6か月から満3歳未満児で保育所等に在園していない児童

※3歳の誕生日の前々日まで利用可能。

※実施予定施設の構造や職員の配置状況により受入れ可能な月齢、年齢の限定も可。

※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育所の在園児は対象外。

②実施日

月曜日～日曜日の週に1日以上(曜日は問わない)

※本体の保育施設・幼稚園等の開所日に合わせて実施することも可。

③実施時間

1日1時間以上

※国の総合支援システムの仕様上、利用枠は30分単位で設定可能ですが、必ず1時間以上の枠を設定してください。(1時間を超える場合、1時間30分など、利用枠を30分単位で設定することも可能です。)

※本体の保育施設・幼稚園等の開所時間に合わせて実施することも可。

④実施形態

以下のいずれかの形態で実施すること。

【余裕活用型】

- ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所で実施可。
- ・0～2歳の利用定員の設定がある。
- ・利用定員に空きがある場合に利用定員の空きを活用し実施。
- ・在園児と同じ保育室等で実施。

【一般型】

- ・全ての施設で実施可。
- ・本体の認可保育施設等とは定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて実施。

⑤定員(同時に預かり可能な児童数)

乳児又は満3歳未満の幼児それぞれの年齢毎に設定すること。

【余裕活用型】

- ・利用定員数から在籍児童数を引いた人数の範囲内で定員を設定すること。

【一般型】

- ・設備及び職員配置の基準を満たす範囲内で適切に設定すること。

⑥利用料

- ・児童1人あたり1時間300円以内
- ・1時間以上の利用の場合、30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出すること。(1時間300円で、1時間30分の利用の場合、300円+150円=450円)
- ・上記の他、あらかじめ、保護者の同意を得た上で、昼食代、おやつ代等の実費相当額及びキャンセル料(ただし、利用申込みの内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等(実費相当額含む)を上限)を徴収することができる。
- ※キャンセル料については、当日キャンセルの場合にのみ徴収可とし、キャンセル料を徴収した場合は、利用者の利用可能時間は減少することとなる。
- ・利用開始にあたり、入園料や準備金の徴収は不可。

- ・次に該当する場合は以下に定める金額まで利用料金を減額すること。

(ア)生活保護世帯・・・10分の10(利用料300円の場合:減免後徴収額:0円)

(イ)住民税非課税世帯・・・10分の8(利用料300円の場合:減免後徴収額:60円)

(ウ)住民税所得割合算額が77,101円未満の世帯・・・10分の7

(利用料300円の場合:減免後徴収額:90円)

(エ)その他、要支援家庭など市が特に支援が必要と認めた世帯・・・10分の5

(利用料300円の場合:減免後徴収額:150円)

⑦利用児童の決定方法

- ・利用者が国の総合支援システムを活用し、利用を希望する施設に直接申込みを行う。
- ・実施事業者は、定員の範囲内において、利用の申し込みがあった場合は、正当な理由なく拒否してはならない。
- ・定員を超える申し込みがあった場合の利用者決定は、各利用者の利用状況を考慮するなど、出来るだけ利用者間で公平な利用となるよう努めること。

⑧乳児等通園支援従事者の配置

- ・以下の児童の年齢・人数に応じた乳児等通園支援従事者を配置すること。

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢とする。

(ア)0歳児3人につき、乳児等通園支援従事者1名

(イ)1歳児、2歳児6人につき、乳児等通園支援従事者1名

【余裕活用型】

- ・「国基準」第25条の規定に基づき、こども誰でも通園制度利用児童と実施施設の在園児数を合計した児童の年齢及び人数に応じて、各施設の配置基準で求められる職員を配置すること。

【一般型】

- ・「国基準」第22条の規定に基づき、利用児童の年齢及び人数に応じて、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員として、乳児等通園支援従事者(保育士又は市町村長等が指定する子育て支援員研修のうち一時預かり事業又は地域型保育の専門研修等を修了したもの)を配置し、そのうち保育士を1/2 以上とすること。当該乳児等通園支援従事者数は原則2名を下回することはできない。ただし、以下の場合には保育士1名とすることができる。

- ・保育施設等と一体的に実施する場合で、本体保育施設等の保育従事者による支援を受けられる場合は保育士1名で保育できる利用児童の範囲内において、乳児等通園支援従事者を保育士1名とすることができる。
- ・乳児等通園支援事業の利用児童数が3人以下でかつ、本体保育施設等の保育が現に行われている保育室等で一般型乳児等通園支援事業が実施され、本体保育施設等の保育士による支援を受けられる場合は乳児等通園支援従事者を1名とすることができる。

⑨施設基準

- ・以下の児童の年齢・人数に応じた面積を有する保育室等を確保すること。
- ・便所他、乳児等通園支援事業実施に必要な用具を備えること。

【余裕活用型】

- ・「国基準」第25条の規定に基づき、こども誰でも通園制度利用児童と実施施設の在園児数を合計した児童の年齢及び人数に応じて、各施設の配置基準で求められる保育室等を確保すること。

【一般型】

- ・「国基準」第21条の規定を遵守し、年齢及び人数に応じて必要な保育室等を確保すること。

⑩支援の内容

- ・利用者の利用パターンとしては、以下の2パターンが考えられるが、事業者は、そのどちらかのみを実施するか、両方を組み合わせるかなどについて、予め検討しておくこと。

(ア)定期利用:利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、定期的に利用する形

(イ)柔軟利用:利用する曜日や時間帯を固定せず、定期的でない柔軟な利用をする形

- ・利用開始直後、一定期間、親子通園を実施することができるが、親子通園の利用を本事業利用の条件としたり、長期間、実施することの無いようにすること。

- ・給食提供は必須ではないが、給食を提供する場合には、「国基準」第15条の規定を遵守し、必要な設備を整えること。

- ・外部搬入も可。ただし、外部搬入の場合は「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱い(こ成発第120号 令和7年2月12日付)」(以下、「取り扱い通知」という。)に記載された外部搬入の場合の要件を満たすこと。
- ・また、離乳食への対応が困難な場合は離乳食のみ持参または、普通食への移行済みの児童のみ預かり対象とすることも可。その場合においても加熱や保存等必要な調理設備を備えること。
- ・支援を行う際には、「国基準」第23条の規定を遵守するとともに、「実施要綱」及び「保育所保育指針」並びに「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」の内容にも留意したうえで、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供すること。
- ・利用児童の育ちに関する長期的な見通しをもった全体的な計画を作成すること。
- ・一人一人のこどもの実態に応じた指導計画の作成に努めること。
- ・利用児童の育ちに関する記録を作成すること。

⑪その他

- ・以下の内容を定めた重要事項に関する規程を作成するとともに、預かり開始前までに同様の内容を利用希望者及び利用者に周知すること。
(各項目の内容については、「取り扱い通知」の記載を参照すること。)
- (ア)事業目的及び運営方針
- (イ)乳児等通園支援の内容
- (ウ)職員の職種、人数及び職務の内容
- (エ)実施日及び実施時間並びに実施しない日
- (オ)利用料金、及びその他の料金の金額と内容
- (カ)利用定員
- (キ)利用の開始及び終了、利用に際しての留意事項
- (ク)緊急時等における対応方法
- (ケ)非常災害対策
- (コ)虐待の防止のための措置
- (サ)その他運営に関する重要事項
- ・職員の資質向上のために研修を実施すること。
- ・建築基準法及び消防法令等の関係法令を遵守すること。
- ・利用児童の送迎に自動車を使用する場合は「国基準」第8条に規定するブザー等見落とし防止装置を備えること。
- ・認可後、児童福祉法に基づく指導監査の円滑な実施に協力すること。
- ・乳児等通園支援事業の実施により賠償すべき事故が発生した場合に備え、必要な保険加入等を行うこと。

5 運営負担金

「実施要綱」に基づき、予算の範囲内で運営費の一部を負担します。

なお、「こども誰でも通園制度」は令和8年度から「子ども・子育て支援法」に基づく、新たな給付制度となりますので、8年度以降は、要件や額が変更される可能性があります。

①基本補助額

0歳児 1,300円

1歳児 1,100円

2歳児 900円

※年齢は4月1日現在の満年齢

②医療的ケア児加算 2,400円

日常生活を営む上で医療的ケアを必要とする児童を受入れ、かつ、看護師等や喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。)の課程を修了した認定特定行為従事者である保育従事者など、医療的ケア児の特性に対応できる者を配置した場合

③障がい児加算 400円

障がい児を受入れ、かつ、当該障がい児の特性に応じた対応が可能な職員を配置する場合

④要支援家庭等加算 400円

要支援家庭など関係機関が連携して支援を行う必要があるこどもを受け入れる場合

⑤減免分加算

「国基準」に基づき、利用料金を減額した場合は以下の割合に応じた金額を加算

(ア)生活保護世帯:10分の10(利用料300円の場合、300円)

(イ)住民税非課税世帯:10分の8(利用料300円の場合、240円)

(ウ)住民税所得割合算額が77,101円未満の世帯:10分の7(利用料300円の場合、210円)

(エ)その他、市町村が特に支援が必要と認めた世帯:10分の5(利用料300円の場合、150円)

※上記金額は児童1人あたり、1時間当たりの金額です。

※利用児童が当日キャンセルにより利用しなかった場合は、利用予定時間分利用があったものとして補助金の請求は可能です。

※②から④は同一の児童について同時算定はできません。

⑥賃借料補助

本事業は、**事業者が実施する認可施設での実施を前提としますが**、施設面積が不足しているなどの止むを得ない理由で、新たに賃借により事業を実施する場合、事業者に対し賃借料及び礼金に係る経費を補助します。(補助上限額:3,066,000円)

【負担対象経費】

- ・事業の実施に必要な経費とし、人件費のほか、事務費(通信費、印刷消耗品費、旅費など)、事業費(給食費、保育材料費、光熱費など)を含む。(賃借料加算については、賃借料及び礼金のみ)
- ・なお、通常の保育施設等の運営と「こども誰でも通園制度」を同時に実施する場合、光熱費など通常の保育等に係る経費と分けられない経費は、通常保育等の利用児童数のほか開所時間や実施面積など、合理的な根拠に基づく按分により計算すること。

【例:通常保育の利用者数90人、こども誰でも通園の利用者数10人の場合の光熱費】

(月額光熱費:300,000 円)×12か月分×10人／100人=360,000円

6 施設改修・備品購入等負担金

事業開始までに事業実施に必要な改修・備品購入等を行った場合は次の額を負担します。

活用する場合は、施設改修・備品購入費等負担金対象経費内訳書(様式10)を提出してください。

なお、補助内容は、今後、発出される国要綱により変更となる可能性があります。

①改修等負担金

(ア)補助内容

事業を実施するための施設の保育環境を整えるため改修工事や備品購入等を行う場合に補助する。(消耗品は対象外。)

(イ)算定方法

支出額×3/4を補助する。(1,000 円未満の端数切り捨て)

(ウ)補助上限額

3,243,000円

②開設前賃借料負担金

(ア)補助内容

事業を実施する目的で、賃貸物件等を新たに賃借した場合に、**事業開始前**に必要となる賃借料及び礼金に対して補助する。

※補助対象は家賃本体及び礼金のみ(共益費等の付帯する費用は含まない。)

※補助対象は家賃本体及び礼金のみ(共益費等の付帯する費用は含まない。)

※本事業は、事業者が実施する認可施設での実施を前提としますので、施設面積が不足しているなどの止むを得ない理由で、新たに賃借により事業を実施する場合にのみ対象となります。

(イ)算定方法

支出額×3/4を補助する。(1,000 円未満の端数切り捨て)

(ウ)補助上限額

450,000 円

※上記金額は1施設当たりの金額です。

なお、申請は1事業所あたり、全事業実施期間を通じて1回のみです。

7 応募方法・実施事業者選定

(1)スケジュール

日 程	内 容
令和7年5月16日(金)～6月13日(金)	認可申請書の事前提出期間
令和7年6月16日(月)～7月11日(金)	認可申請書の本提出期間
令和7年8月(予定)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会
令和7年8月～9月(予定)	事業者の内示・通知・公表
令和7年10月(予定)	認可
令和7年10月～令和9年3月(予定)	事業開始

(2)事前提出

①提出書類

本提出(正式な申請)の前に、認可の見込みがあるかを確認するため、必ず、以下の書類を市に事前提出してください。

(ア)乳児等通園支援事業認可申請書

(イ)実施施設の図面(事業実施予定の保育室等の有効面積が分かるもの)

(ウ)「乳児等通園支援事業面積・人員基準確認表」

(エ)「施設改修・備品購入費等負担金対象経費内訳書」(本負担金を活用する場合のみ)

②期間:令和7年6月13日(金)まで ※開庁日のみ

③時間:午前9時から午後5時まで

④場所:松山市役所別館2階

こども家庭部 保育・幼稚園課 施設担当(089-948-6412・6224)

※前日までに電話連絡の上、直接持参してください。原則、郵送は不可とします。

(3)本提出

①提出書類

別紙「提出書類一覧」を確認のうえ、必要書類を提出してください。

②期間:令和7年7月11日(金)まで ※開庁日のみ

③時間:(2)の事前提出と同じ

④場所: //

※前日までに電話連絡の上、直接持参してください。原則、郵送は不可とします。

※本提出の前に、必ず事前提出をしてください。(審査会の準備等のため)

※締切り後の追加提出は認められません。(市が提出を求めた場合を除く)

(4)実施事業者の選定

実施事業者は「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」(以下「審査部会」)の審議を経て、市が選定します。

①審査部会開催日時 令和7年8月上旬(予定)

②審査方法 認可申請書類による書面審査及び審査委員によるヒアリング※

③審査基準について

(ア)需要見込を超えるような応募が無い場合は、応募内容が本募集要項に定める内容を満たしているかについて、審査を行います。

(イ)需要見込を超えるような応募がある場合は、(ア)に加えて、別紙「松山市乳児等通園支援事業 評価基準」による評価を行ったうえで、需要見込をふまえ、点数が高い順に選定を行います。

※審査委員によるヒアリングについて

・同法人で松山市内の認可施設において、本事業の対象年齢に応じた運営実績がある場合等はヒアリングを省略します。

・ヒアリングを行う場合、実施日時は決定後、申請書に記載されたメールアドレス宛に連絡します。ヒアリング日時の変更は認められません。

(5)選定結果通知

応募書類を提出したすべての事業者に対して 選定結果(選定、又は、非選定の結果)を文書により通知するとともに公表します。

公表する際は、松山市保育・幼稚園課のホームページで行います。

公表は、応募した全事業者の結果を公表しますが、決定者以外は名称を公表しません。

(6)社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件

社会福祉法人又は学校法人以外の者に対して乳児等通園支援事業の認可を行う場合については、以下の条件を付すこととする。

- ①児童福祉法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- ②収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。
- ③企業会計の基準による会計処理を行っている者は、事業区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。
- ④毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出すること。
 - (ア)前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類
 - (イ)企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、「乳児等通園支援事業の認可等について」(令和7年2月26日 こ成保発154号)に定める借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

8 応募に際しての留意事項

応募書類提出に際しては以下の事項にご留意ください。

- ① 応募書類の提出をもって、本募集要項(別紙を含む)の記載内容及び条件をすべて承認したものとみなします。従って、疑問点がある場合は本申請を行う前に問い合わせてください。
- ② 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された書類の内容の変更は認めません。
ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- ③ 法人の本部(本店)及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合がありますので、その場合はご協力をお願いします。
- ④ 応募に係る一切の経費は、審査結果にかかわらず応募事業者の負担とします。提出された書類は返却しません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
 - ア 応募書類などが提出期限を遅れて提出された場合。(ただし、本市が必要に応じて追加資料の提出を求めた場合を除く。)

- イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合。
 - ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合。
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - オ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。
 - カ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合。
- ⑥ 本要項の記載内容については、国及び松山市の制度改正に伴い、変更する場合があります。
 - ⑦ 事業の認可後に松山市が運営・事業内容・会計処理について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
 - ⑧ 各施設・事業の認可は、松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会の審議を経て決定するため、場合によっては認可とならないことがあります。
 - ⑨ 施設長となる者は、申請時に必ず決めておく必要があり、やむを得ない事情がある場合を除き、決定後は施設長の変更を認めません。
 - ⑩ 認可を受けるにあたり、事業拡大や工事等がある場合は、近隣住民への理解を十分に得ることを心がけてください。
 - ⑪ 決定者の計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合があります。
 - ⑫ 決定者は、提出書類に記載された事項に虚偽事項もしくは重大な違背行為があると認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。この場合、決定者がすでに要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
 - ⑬ 応募状況を市のホームページや広報等で公表する場合があります。
 - ⑭ こども家庭庁ホームページで、本制度に関する情報が掲載されていますので、そちらも参考にしてください。<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

9 提出先・問い合わせ先

松山市 こども家庭部 保育・幼稚園課 施設担当
〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2
Tel: 089-948-6412・6224 Fax: 089-934-1021
E-mail: sidou@city.matsuyama.ehime.jp

10 提出書類一覧(様式・参考様式)、関係法令・参考資料等

別紙のとおり(※)

(※)提出書類一覧と関係法令・参考資料等は、市ホームページ
(https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/hoiku/daredemo-tsuen_ninka.html)からダウンロード可能です。